

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和2年2月21日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第2号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第52条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの(別に定める職員を除く。第55条第1項において「特定管理職員」という。))にあっては100分の110を乗じて得た額)に、基準日(条例第17条に規定する基準日をいう。以下この条から第54条までにおいて同じ。)以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に第13条第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第52条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの(別に定める職員を除く。第55条第1項において「特定管理職員」という。))にあっては100分の110を乗じて得た額)に、基準日(条例第17条に規定する基準日をいう。以下この条から第54条までにおいて同じ。)以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に第13条第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在</u>)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地</p>

4～6 (略)	域手当の月額合計額とする。
第53条 (略)	4～6 (略)
(1) (略)	第53条 (略)
(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員	(1) (略)
(3)・(4) (略)	(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員 <u>(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)</u>
(勤勉手当)	(3)・(4) (略)
第55条 (略)	(勤勉手当)
(1) 条例第18条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(特定管理職員にあっては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額	第55条 (略)
(2) (略)	(1) 条例第18条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、 <u>若しくは失職し</u> 、又は死亡した職員にあっては、 <u>退職し、若しくは失職し</u> 、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(特定管理職員にあっては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額
2～6 (略)	(2) (略)
	2～6 (略)

(大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(基準日前1箇月以内の退職者等で期末手当を支給されない職員)	(基準日前1箇月以内の退職者等で期末手当を支給されない職員)
第2条 (略)	第2条 (略)

<p>(1) その退職し、又は死亡した日において次に掲げる職員であった者</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、法第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に限る。）となつた者</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(基準日前1箇月以内の退職者等で勤勉手当を支給されない職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において次に掲げる職員であった者</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1) その退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において次に掲げる職員であった者</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>(2) その退職<u>又は失職</u>の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、法第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に限る。）となつた者</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(基準日前1箇月以内の退職者等で勤勉手当を支給されない職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1) その退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において次に掲げる職員であった者</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--

(大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部改正)

第3条 大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第20条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する定数の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者、勤務公署等の移転により、通勤す</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第20条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する定数の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者、勤務公署等の移転により、通勤す</p>

ることが困難となったため退職した者、地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者、公務上の傷病により退職した者及び退職勧奨を受けて退職した者をいう。以下この条において同じ。) にあっては、6月以上) で退職した職員(第5項又は第7項の規定により退職手当の支給を受けることができる者を除く。) であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷(第11項第3号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。)) その他企業長がやむを得ないと認める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、別に定めるところにより企業長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。) 内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) に等しい日数(以下「待期日数」という。) を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業している日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

ることが困難となったため退職した者、地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者、地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。) 又はこれに準ずる退職をした者、公務上の傷病により退職した者及び退職勧奨を受けて退職した者をいう。以下この条において同じ。) にあっては、6月以上) で退職した職員(第5項又は第7項の規定により退職手当の支給を受けることができる者を除く。) であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷(第11項第3号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。)) その他企業長がやむを得ないと認める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、別に定めるところにより企業長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。) 内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) に等しい日数(以下「待期日数」という。) を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業している日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えて

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～17 (略)</p> <p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>は支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～17 (略)</p> <p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程、大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程及び大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の規定は、令和元年12月14日から適用する。